平成28年7月29日 第11808号

により採用する職の範囲の一部を改正 により採用する職の範囲の一部を改正 でとしまする法律に 関する規則の一部を改正 のというでによりが正式の指定 とは変更のというでは変更ののというでは変更の表によりが正式のではできます。 「人事委員会」 ないのでである。 でというでは変更のいる。 でというでは変更のいる。 でというでは変更のいる。 でというでは変更のいる。 では、りょうでは、というでは、できます。 ないままする。 は、いっとは、でも、ことがでは、できます。 ないままする。 は、いっとは、できます。 ないままする。 は、いっとは、できます。 ないる。 ない。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。
山 県 公 報 発行 岡山県 (宝) する個人情報の指定の一部 度 2 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
は
操 公 報
大の定款変更の認証の 上 上 上 上
P
1
" 人事委員会 世書 「日本 1
上
課 ○ 平成二十八年度社会人経験する岡山県職員採用試験の実施の指定の一部できる個人情報の指定の一部できる個人情報の指定の開催を対象に基づく審査 「年少射撃資格講習会の開催を対して、「企安委員会」 「正」の解除の正誤」
できる個人情報の指定の一部できる個人情報の指定の一部できる個人情報の指定の一部 学備業法に基づく審査 (な安委員会) 保安林の指定の開催 (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会) (な安委員会)
日 年 が の の の の に を 本 の に の の の に の の の に の の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の
治 " " 生 "

◎岡山県告示第四百十八号

七 第一項の規定により 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同項 の指定区域とし (昭 和四十五年法律第百三十七号) して次の とおり指定する。 第十五 条の

なお、 指定区域 の台帳は、 .県環境文化部循環型社会推進課におい て 般 \mathcal{O}

伊できる

平成二十八年七月二十九

[県知事 木

関する法律施行令

(昭和四十六年政令第三百号)

第十三条

二第一号に規定する埋立地の区域

般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

(1) 七一三番二の 久米郡美咲町打穴西字深谷一七一二番 同字芝一七五六番 $\bar{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 部、 同字深埒 一七五七 \mathcal{O}

七五八番の一部

(2)久米郡美咲町打 穴西字芝一 七 五六番一 \mathcal{O} 同字深坋 七 五. 八

字才ノ前一七五九番の一部

一備考

指定区域 0 置 \mathcal{O} は 指定区域 \mathcal{O} 台帳 0 縦覧をも ってこれに代える。

の区域に て は、 平 成二十八年六月二十二日 における行政区域その 他の

によって表示されたものとする。

2

◎岡山県告示第四百十九号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

事業所の名称及び所在地

木

太

・ステー ンはくせん

2 所在地 岡山県勝田郡勝央町

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

'岡四五九番地

株式会社博千

2 所在地

岡山県勝田 郡勝央町 四五九番地

三 廃止年月日

平成二十八年八月 日

兀

介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六〇

サービスの

五

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 般の縦覧

平成二十八年七月二十九日

道路の種類

木

太

美星高山市線

	-		先まで 高梁市川上町下大竹字天満七七六番一地
四 三七 五	六· 四 二 ~ ~	IB	高梁市川上町下大竹字城イタ八〇四番一一地先から
			先まで 先まで 大まで 大まで
四三六・六	九 四 二 · 四	新	地先を経て高梁市川上町下大竹字城イタ八〇四番一
			一地先から高梁市川上町下大竹字ヨコウジ九四九番
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区域

道路の

区域

道路の

種類

県道

旧田槌ヶ

三 道路の区域 一路線 名 勝央仁堀中線

三 道路の区域

先から 玉野市 玉 玉野市八浜町 地先まで 市 八浜町波知字稲荷鼻三七四番 区 浜 町波知字稲荷鼻三七四番 波知字北広木前二一三一 域 地 新 別 7 <u>=</u> 一六・五 ル 員 延 **X** 二六九・ トル)

で 5 久米郡美咲町宮山字川 久米郡美咲町宮山字川八二八番五地先ま 久米郡美咲町宮山字川 久米郡美咲町宮山字川 区 八三四 八二八番五地先ま 八三四番 域 地 先 地 先 新旧 旧 新 別 シメ 一 六 • ル 員 延 (メー 一六〇・〇 六〇・〇 シ

			先まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
四 六 ・ 三	六 ・ 七	旧	地先から 玉野市八浜町大崎字五代田一六九六番一
四 六 · 三	六·七~ 一〇·七	新	先まで 玉野市八浜町大崎字東鼻一六八一番一地地先から 玉野市八浜町大崎字五代田一六九六番一
(メートル) 長	(メートル)	別制旧	区域

	- (一地先まで
二六九・		旧	玉野市八浜町皮知字北広木前二一三一番
	八・六~		先から

六

◎岡山県告示第四百二十一号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の

平成二十八年七月二十九

| 一月 日十月 三十 月 日

禾 渞

[山県知事 伊原木 隆 太

			果 道	種 類 の
芳 井 油 木 線		線 山 田 槌 ケ 原	線勝央仁堀中	路 線 名
井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番地先ま井原市芳井町川相字大道ノ上一一九番一地先井原市芳井町川相字大道ノ上一一九番一地先を経て	で野市八浜町大崎字東鼻一六八一番一地先まから	地先まで ・	久米郡美咲町宮山字川八二八番五地先まで久米郡美咲町宮山字川八三四番一地先から	区
型ノ上一 一九番一地先 型ノ上一六七番地先ま	八浜町大崎字東鼻一六八一番一地先ま八浜町大崎字五代田一六九六番一地先	何鼻三七四番一地先か	八二八番五地先まで	間
一 年 平 日 七 成 月 二 十 八		J E	年 七 月二十八	年 供 用 開 始

五

年政令第三百七十二号。 とおり契約の 三九 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 相手方等を決定した。 以 下 「政令」 に基づき、 特定調達契約につき、 特例を定める政令 (平成七

平成二十八年七月二十九日

特定役務の名称

岡山県知 原 木

太

社会保障・ 税に関わる番号制度に係る税 タ ル シ ス テ ム改修業務 (番号利用対応

及び他システムとの 連携機能の開発)

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在

山市北区内山下二丁目 [四番六号

三 契約の相手方を決定した

平成二十八年六月十七日

契約の相手方の氏名及び

兀

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町 五. -番二五号

六

八三九、 (うち消費税額及び地方消費税の額二、 五〇六、

六〇〇円)

契約の相手方を決定した手続 (契約方法)

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

年政令第三百七十二号。 とおり契約の相手方等を決定した。 [三二〇]地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 以 下 「政令」 に基づき、 特定調達契約につき、 (平成七

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 · 咚

太

特定役務の名称

自動車税車体課税見直しに係る税務システム改修事業

一 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務理

三 契約の相手方を決定した日

山市北区内山下二丁目四番六号

平成二十八年七月七日

契約の相手方の氏名及び

兀

株式会社日立製作所

五 契約金額

七七、七七〇、

八〇〇円

(うち消費税額及び地方消費税の

額五、

七六〇、

八〇〇円)

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約の相手方を決定した手続(契約方法)

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

[三二一] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月二十九日

太

平成二十八年七月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里海づくり研究会議

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

兀

岡山市東区金岡東町三丁

· 四 号

五

定款に記載された目的 沿岸海域の実態把握や修復・ 改善、 沿岸海域の適切な利用のために必

要な調査研究に関する事業を行い 学術と地域の経済や文化との融合を図り、 里海づくりに関する技術の開発や普及などを通じ 沿岸環境と人間社会の共存に寄与する

変更する事項

役員に関する事項

[三二]] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木

太

申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人そーる

三 代表者の氏名

片岡奈津子

兀

主たる事務所の所在地

倉敷市真備町尾崎八一二番地一

五 定款に記載された目的

不特定多数の市民や団体に対して、 医療や介護を中心に訪問看護サ

ビス、 患者搬送等に関する事業を行 日常生活や在宅療養生活の向上に寄与するこ

とを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

クリーニング業法 (昭 和二十五年法律第二百七号) 第七条第一 項の規定によ

り、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

試験の日時及び場所

1 日時 平成二十八年九月二十九日(木曜

|科試験 | 十時三十分から十二時十分まで

技能試験 十三時三十分から

山市中区

西川原二五五番地

お

やま西川原プラザ

試験科目

1 学科試験

衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

技能試験

繊維の鑑別

三 受験資格

第百五十四号)附則第五項の 入学資格を有する者) 学校教育法 (昭 和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者 又は 規定により同条に規定する者とみなされた者 ニング業法の 一部を改正する法律 昭昭 和三十年 (高等学校

四 受験願書の受付期間

信日 月二十九日 日 郵送又は信書便による送付 持参による場合は、 まで (土曜日及び日曜日を除く。) あるものまで有効とする。 (月曜日) から同年九月五日 平成二十八年八月二十九日 (以 下 「郵送等」 (月曜日) 八時三十分から十 という。) (月曜日) までとし、 \mathcal{O} 場合は、 七時 同日 ら同年 十五分までとする。 付け 平成二十 九 月五 消 印又は 日 月

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあっ 以下同じ。) ニング (1)直接提出すること。 から(4)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所(支 受験願書を提出した者は、 ただし、 平成二十七年度に岡 (2) 及 び 山県が

省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千七十円 既納の受験手数料は、 返還しない 分 \mathcal{O} け

- (2) 履歴書 一通
- (3)写真票 一通

写真票に、 五センチメー 出願前六月 ル 以内 横八センチメ して正面 ル 程度) から撮影した上半身像 の写真を貼 ŋ の手 けること。 札

- 4 三の受験資格があることを証する書類
- 2 グ師試験の受験願書を提出した者 県外居住者にあ 0 ては、 ただ (1) から4までに掲げる書類を次 は 平成二十七年度に岡 $\frac{1}{(2)}$ 山県が 実施 提出先に持参又は たクリ

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六

尚山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

okayama.jp/soshiki/37/) 旨を通知する。 発表するほ 平成二十八 十九日 保 上に合格者 (水曜日) 健福祉部 生活衛生課 九時に岡 の受験番号を掲載する。 [県庁 ホ 北側 A ~ ージ 公示板及び 所

- 七 その他
- 1 受験者には、受験票を送付する。
- 受験手続等につい (電話○八六-二二六-て不明の点は、 最寄り へ 問 合わせること。 保健所又は 尚 作健福祉 生活衛生
- 3 た返信用封筒 受験願書等は、 なお、 郵便による受験 (定形の ŧ 0 0 願書等の請求 保健所及び を同封して行うこと。 ジにおい は、 岡山 てダウン 宛先を明 県保健福祉部生活衛生課で交付 口 また、 記 す ることもできる。 受験願書等は、 八十二円分

[三二四] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、

土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量	<u></u>	種類	測	量	期	間
岡山市北区北方地	基本測量		(地理識別子整備業	平成二	平成二十八年八月三十日から	八月三十日	ロ か ら
内、中井町地内、	務)			平成二	平成二十九年三月二十四日ま	月二十四	四日ま
半田町地内、中井				で			
地内、芳泉地内、							
津島東地内、岡山							
市中区さくら住座							
地内、岡山市東区							
西大寺南地内、岡							
山市南区泉田地							
内、豊成地内、築							
港元町地内							
	•			i			

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

職員の任用に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長

義

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則 (昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号) \mathcal{O} 部を次のよ

うに改正する。

第十一条の見出 「の採用」 「場合」 「ものとする」を「ことができる」に改める。 を「ことが できる職」 に改め、

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第十号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号(選考により採用する職の範囲) \mathcal{O}

を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長

題名を次のように改める。

選考により採用することができる職の範囲

「採用する」の下に「ことができる」を加える。

この公示は、

◎岡山県人事委員会告示第一号

表を行う試験から適用する。 平成十八年岡山県人事委員会告示第一号(簡易な方法による開示請求をすることがで 人情報の指定) の一部を次のように改正し、 平成二十八年八月一日以後に合格発

表中 平成二十八年七月二十九日 県職員B採用試 岡山県人事委員会委員長 を 畄 の岡山県職員採用試 社会人経験者等対象 山県職員B採用試 に改める。

◎岡山県人事委員会公示第十一号

平成二十八年度社会人経験者等を対象とする岡 山県職員採用試験を次のとおり実施す

7

平成二十八年七月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森

試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分

-

2 採用予定者数

二名

3 主な勤務先及び職務内容

関する企画、 設計、 施工管理等 県民局等) の専門的業務に従事する。 おい 港湾、 都市計画等

受験資格

れか であ 昭和五十七年四月二日から平成二年四 っても受験することができない に該当する者は、 昭和五十七年四月二 月 日 から平成二年四月一日までに生まれた者 までに生まれた者。 ただ 次 \mathcal{O}

1 日本の国籍を有しない者

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十 第十六条各号の n か

当する者

三 試験の方法

試験は、 次試験及び第二次試験とし、 第二次試験は、 次試験 の合格者に

いて行う。

第一次試験

(1) 教養試験

基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

土木施工等の 数学・ 物理、 出題分野か 応用力学、 ら択一式による筆記試験を行う。 水理学、 土質工学、 測量、土木計画

(3) 適性検査

第二次試験性格、心理等について検査を行う。

(1) 論文試驗

表現力、 理解力、 構成力、 企画力、 専門的知識等につ て記述試験を行う。

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。(2) 口述試験

試験の期日及び試験会場

第一次試験

			1
		(日曜日) 平成二十八年九月十八日	試
		旦 一 八	験
		年九	0
		月	期
		八日	日
東京		一 岡 山	
東京会場		山 会 場	試
			4
都道府県会館東京都千代田区平河町二丁目六番三号	岡山市北区	岡山ホ中区古京	験
会館 区平河	山大学文・法・経済学部講義棟山市北区津島中三丁目一番一号	山県庁分庁舎山市中区古京町一丁目七番三六号	
町二丁	程済 学 部	一丁目七五	会
日六番三号	講 番 義 一 棟 号	番 三六号	場

2 第二次試験

及び同月六 平成二十八年十 日 一月五日 \mathcal{O} [曜日) (土曜日) 岡山市中区古京町 山県庁分庁舎 目七番三六号

五 合格者の発表

ホ 岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、 ムペ ジにも掲載するとともに、 合格者に対しては 直接通知する。 岡山県人事委員会事務局の

第二次	第一次	区
試験	試験	分
平成二十二	平成二十二	発
十八年十	八 年 十	表
八年十一月三十日	·月 五 日	の
-日(水曜	(水曜日)	期
曜 日)		目
合格者の受験番号	合格者の受験番号	内
		容

六 採用及び採用後の公

1 採用

- (1) 第二次試 の合格者は、 合格決定後直ちに、 成績順に採用候補者名簿に登載す
- る。
- (2)決定する。 山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示し 採用者は、 なお、 採用時期は、 (岡山県知事をい 原則として、 う。 平成二十九年四 以下同 0 か 任命権者が
- (3)採用候補者名簿 の有効期間 は、 原則として、 名簿登載の カュ ら一年とする。

2 給与

- (1) が加算される。 円である。 平成二十八年四 なお、 月採用者 職務経歴等の (大学新卒者の場合) ある場合は、 こ の 額 の給料月額 に 定の 基準で算出され は、 九、 五.
- (2)される。 諸手当として、 扶養手当、 通勤手当、 住居手当、 期末手当、 勤勉手当等が支給

七 受験手続

- 1 市中区古京町 試験を受けようとする者は、 一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階) 所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務 に提出すること。 局 岡
- 2 までの 日までの消印 受験申込書は、 山県人事委員会事務局において受け付ける。 (土曜日、 平成二十八年七月二十九日 あるも 曜日及び祝日を除く。)、 受け付ける (金曜日 なお、 八時三十分から十七時十五分 郵送の場合にあって
- 3 同 ーネットによる受験申込みは、 までの 平成二十八年七月二十九 岡山県電子申請サ ピ 日 スにおい (金曜日) て受け

付ける。

1 試験の実施方法その他試験に関する事項に八 その他

0

受験案内に記載する。

- た、岡山県人事委員会事務局の 受験申込書及び受験案内は、 百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。ま 岡山県人事委員会事務局等で交付する。 ードすることができる。
- 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、 必要に応じて、
- (1)の採用候補者名簿に登載された場合であ (インターネット による受験申込みの場合の 入力事項を含む。

ものがあると認められるときは、

採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県公安委員会告示第百二十号

検定に とおり実施する 業法の よる改正前 部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により に対する審査 警備業法 昭昭 (学科試験及び実技試験を実施する者に限る。) 和四十七年法律第百十七号) 第十一条の二に規定する

平成二十八年七月二十九日

岡山県公安委員

一審査の区分等

審査の区分	二級) 業務(一級・ 空港保安警備	(一級・二級) 施設警備業務	二級) 業務(一級・ 交通誘導警備	・二級)・二級)
期日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	十八日(金曜日)平成二十八年十月二			
時	午午前零九			
間	時まで			
場	高山県警察本部小8 一二五 一二五 岡山市中区小橋町	Ę		
所	橋 一 町 —			

二 審査対象者

の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる対象者とする。 ただ

し、次の者を除く。

規則」 警備員等の検定に関する規則 のに限る。)に従事しており、 「検定規則」という。) 年以上である者 警備員等の検定等に関する規則 という。)第一条に規定する警備業務 の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前 (昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。 かつ、 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 当該警備業務に従事している期間が継続 (受けようとする審査の区分に係るも

2 検定規則の施行の際現に旧規則第一 条に規定する警備業務 (受けようとする審査

定講習をいう。) 間が継続して 区分に係るものに限る。) 一年以上である者 の講師として従事しており、 に係る指定講習 (旧規則第十二条第一項に規定する指 か つ、 当該講師として従事している

審	空港		施設		交诵			務貴重
查	空港保安警備業務		施設警備業務		交通誘導警備業務		重品運	
の	音 備 業		務		備業		運搬警備業	
区	務				務		業	
分	級	二級	級	二級	級	二級	級	二級
対	級の検定に合格工円規則第一条に担	級又は二級の検定に合格旧規則第一条に規定する	検定に合格した者旧規則第一条に規	は二級の検定に合旧規則第一条に規	級の検定に合格工円規則第一条に担	級又は二級の検定旧規則第一条に規	一級の検定に合格旧規則第一条に規	旧規則第一条に規
象	した者規定する空港保安警	に合格した者の定する空港保安警	:した者条に規定する常駐警備業務に係る一	合格した者規定する常駐警備業務に係る一	した者規定する交通誘導警備業務	に合格した定する交通	級の検定に合格した者規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る	定する貴重品
者	保安警備業務に係る一	した者空港保安警備業務に係る一	務に係る一級の	務に係る一級又	備業務に係る一	者誘導警備業務に係る一	警備業務に係る	運搬警備業務に係る

一 審査申請手続

提出書類

1

- ① 所定の様式による審査申請書 一通
- (2)名及び撮影年月日を記入したもの) 請前六月以内に撮影した無帽、 写真 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、無背景のもので、 横の長さ二・四センチメー その裏面に氏
- (3) 旧検定合格証の写し等
- 県公安委員会が発行 (以 下 「旧検定合格証」という。) た旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の を保有している者

受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

- イ 県公安委員会以 住所地及び 都道府 従事する警備業者の営業所が 県公安委員会が発行 出 た旧 原内 検定合格証を保 ある
- 受けようとする審査 0 区分に係る旧 検定合格証 写

(T)

岡

ること又は

が

Ш

内

- (1)あることを疎明する書類 住所地が 介内に 従事する警備業者 0 営業所
- 県公安委員会以 外の 都道府 県公安委員会が発行 旧 検定合格

証を保有

(T) 受けようとする審査の 区分に係る旧検定合格証 0 写

いる者で、

住所地が

山県内にあるも

- (1)住所地が岡 山県内にあることを疎明する書類
- 工 山県公安委員会以外 従事する警備業者の営業所 の都道府 県公安委員会が発行 が岡山 旧県内に た 旧 検定合格 証を保有
- (*7*) 受けようとする審査の 区分に係る旧 検定合格 証 0 写
- (1)従事する警備業者の営業所が 山県内 にあることを疎明する書類 诵

提出先

(1)

山県内に住所を有する者

(2)住所地を管轄する警察署の生活安全課

山県外に住所を有する者

『山県内の 生活安全課

なお 郵送又は信書便 による申請及び 代 理 による申請は 認 8 な

3 提出期間

平成二十八年 九 月 五. 日 (月 旦 カコ 5 同 九 日 (金 曜 旦 まで \mathcal{O} 前

ら午後五時まで

4 審查手数料

四千七百円

注) 尚 山県収 入証紙によ り、 審査申請時に納付すること。

なお、 審查手数料 は、 付 後は 返還 しない

兀 審査定員

請順に受け付け 合わせて三十人 (同時に二以上の審査を受けることはできない。) 審査定員に達したときは、 提出期間内であっ ても受付を締め とする。 ただ 切る。

五. 問 合 こわせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

岡山県内の各警察署の生活安全課

その他

- 審査に際しては、 筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。
- 審査は、 学科試験及び実技試験とし、 学科試験が合格基準に至らなかった者に対

ては、実技試験を行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、

伙のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十八年七月二十九日

講習の日時及び場所

岡山県公安委員会

								器 新)講習課 経験者(更	課程都心者講習	講習課程
十二月二十一日 平成二十八年	十二月十五日 平成二十八年	平成二十八年	十一月二十二日 平成二十八年	十一月十六日 平成二十八年	平成二十八年	平成二十八年	平成二十八年	平成二十八年	平成二十八年	開催年月日
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午前十時	開催時刻
高梁警察署高梁市段町一〇一七-一	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	真庭警察署真庭市江川八二一-一	岡山県運転免許センター岡山市北区御津中山四四四一三	津山警察署	備前警察署備前市伊部二七六-一	高梁警察署高梁市段町一〇一七—一	くらしき山陽ハイツ 倉敷市有城一二六五	岡山県運転免許センター岡山市北区御津中山四四四一三	岡山県運転免許センター岡山市北区御津中山四四四一三	開催場
			→						<u> </u>	所

一受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 出前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 枚 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、 横の長さ二・四センチメ 無背景のもので、 その裏面に

2

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の 七日前

受講手数料

初心者講習課程

六千八

経験者

(更新) 講習課程 三千円

受講申込みの際、

岡山県収入証紙により納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は還付しない。

代理受講は、 認めない

2 ること又は他 講習修了証明書は、 により当日交付することができないときは、 講習当日に交付することとする。 ただし、 後日交付すること 受講者が多数であ

◎岡山県公安委員会告示第百二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第九条の十四第 項の規定によ

り、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十八年七月二十九日

岡山県公安委員会

一開催の日時及び場所

午前十時平成二十八年十二月二十七日(火)	午前十時平成二十八年十一月二十五日(金)	午前十時 网络二十八年十月十七日(月) 网络二十八年十月十七日(月) 网络二十八年十月十七日(月) 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲	日時
		岡山県運転免許センター岡山市北区御津中山四四四-三	場
		四 三	所

二 受講手続

- 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 出前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 一枚 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、 横の長さ二・四センチメ 無背景のもので、 その
- 提出先

住所地を管轄する警察署

提出期限

(平成元年岡山県条例第二号) 受講しようとする講習会の開催日 第一条第一項に規定する県の 0 七日前 (その が 岡山県の休日を定める条例 である場合は、

該休日の直後における県の休日でない日

受講手数料

九千七百円 受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、

納付後は還付しない。

代理受講は、

2 であること又は他の理由により当日交付することができないときは、 講習修了証明書は、 講習会の当日に交付することとする。

受講者が多数

後日交付する

に誤りがあった。 [六] 平成二十八年七月八日付け公布岡山県告示第三百九十八号 (保安林の指定の解除)

終わりから一指	終わりから五の一倉敷	行
指定理由の消滅	の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	誤
備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は省略し、その図 指定理由の消滅	る。) の一(次の図に示す部分に限倉敷市児島由加字西谷二八五八	Œ